

平成 28 年 2 月 4 日

厚生労働省 保険局医療課
課長 宮寄 雅則 様

一般社団法人 日本作業療法士協会
会長 中村 春基

< お 伺 い >

【Ⅲ－3 (重点的な対応が求められる分野/精神医療の推進)－②】

重症精神疾患に対する集中的な支援の推進

平素から、リハビリテーション専門職団体、作業療法士の活動にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

平成 28 年度の診療報酬改定の個別項目をみますと、Ⅰ地域包括ケアシステムの推進と医療機能分化・強化、連携に関する視点、Ⅱ患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質の高い医療を実現する視点、Ⅲ重点的な対応が求められる医療分野を充実する視点のいずれも、良質の医療を提供し患者に有益となるよう、チーム医療を推進する方針は一致していると理解しております。

その中で、[精神科重症患者早期集中支援管理料]における施設基準の改定案として、

「(1) 作業療法士については常勤要件を設けないこととする」

とございます。他の、精神保健指定医、看護師、保健師、精神保健福祉士は常勤ながら、作業療法士のみが常勤ではなくなるということには、チーム医療を推進されているこれまでの方針と矛盾する改定と思われてなりません。

作業療法士の参画が少なく当該診療の普及が広がらないという実態は、一部把握しており理解できますが、その点での緩和措置であれば、「常勤要件を設けない」ではなく、「作業療法士については兼任も認める」等とされることの方が、チーム医療を維持促進し、なおかつ現在、精神科作業療法や精神科デイケアに従事している作業療法士の活用増加も期待できることと存じます。

つきましては、今回の改定案作成の過程におかれまして、①兼任を認めるという案も検討なされた上での結論であるのかと、②常勤要件を設けないことが妥当であると判断された根拠の 2 点に関しまして、ご教示を賜りたく何卒ご高配いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

以上